

(別紙)

住宅・土地統計調査規則の一部を改正する省令案に対して提出された意見及び総務省の考え方  
(令和5年5月19日～同年6月19日意見募集)

No.	意見提出者	提出された意見	総務省の考え方	命令等への反映の有無
1	個人	<p>・「あつて」を「あって」と改めている箇所等について、「法令における拗音及び促音に用いる「や・ゆ・よ・つ」の表記について（通知）」（昭和63年内閣法制局総発第125号）一の1のとおり、被改正法令が旧表記の場合は、一部改正省令においても旧表記のままとすることが原則であり、「現代表記」に改めるべきではないのではないか。</p>	<p>・「法令における拗音及び促音に用いる「や・ゆ・よ・つ」の表記について（通知）」（昭和63年内閣法制局総発第125号）一の1によらず、法令の改正に当たり、改正が広範に及び、その機に、表記を小書きに改めている例もあることから、改正が広範に及ぶ今回の省令改正においては、小書きに統一することとしたものです。</p>	無
		<p>・新設する第3条第5項に規定する「世帯等を代表する者」の意味、決定方法等が明らかではない。</p>	<p>・第3条第5項は、「住宅等を代表する者」に係る規定であるため、こちらについて回答します。「住宅等を代表する者」は、住宅等に居住する者を代表する者を意味しており、決定方法については、調査事務の詳細を記した書類の中で明らかにすることとしています。</p>	無
		<p>・改正する第5条第3号について、法務省設置法第30条第1項に規定する入国者収容所は行政組織であって「施設」ではないのではないか。</p>	<p>・第5条では、行政組織かどうかによらず、各号に該当する建物を「施設」と総称しています。</p>	無

No.	意見提出者	提出された意見	総務省の考え方	命令等への反映の有無
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・改正する第5条第7号について、自衛隊法施行規則第52条にいう「船舶」については、そもそも「建物」ではないため調査の対象となっていないと解して良いか。</li> <li>・第6条第1項各号列記以外の部分及び同条第2項の改正の趣旨は何か。改正前の規定では、総務大臣の定める様式の調査票によらなければ本調査を行うことができなかったが、改正後の規定では、総務大臣が様式を定めたときは当該様式の調査票を用いる必要があるものの、総務大臣が様式を定めない時は任意の様式による調査票を用いて良いということになるのか。</li> <li>・第6条第1項第1号ロ「種類」を削った趣旨は何か。新設する同号ハにより、住宅における同居世帯に関する事項については調査されるが、過去の本調査において住宅以外の建物において調査されていた「管理者・家主などの世帯」「一般の世帯」「単身者の世帯」の別については、今回の本調査においては実施しないということか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「船舶」は、住宅及び住宅以外で人が居住する建物に該当しないため、調査の対象となりません。</li> <li>・住宅・土地統計調査では、総務大臣の定める様式の調査票による調査のほかに、オンラインによる調査を行うことから、改正しているものです。なお、調査票による調査を行う場合に、総務大臣が調査票の様式を定めないことは想定していません。</li> <li>・世帯の種類に関する事項を把握しないこととしたため、当該事項を削除することとしています。また、住宅以外で人が居住する建物における「管理者・家主などの世帯」「一般の世帯」「単身者の世帯」の別についても、本調査では把握しません。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>無</li> <li>無</li> <li>無</li> </ul>

No.	意見提出者	提出された意見	総務省の考え方	命令等への 反映の有無
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・改正する第6条第1項第3号について、同号に規定する事項の調査の対象に住宅以外の住宅等を加えるのはなぜか。</li> <li>・改正する第8条第2項に規定する「識別符号」は国勢調査令第6条第5項に規定する識別符号と同一のものか。(そうであるなら「国勢調査令第6条第6項に規定する・・・」というような形で規定すべきではないか。)</li> <li>・第19条の規定において総務省統計局長が調査票等を保存することとされているが、調査票等は行政文書であるところ、行政文書を保存するのは行政機関の長であり(公文書等の管理に関する法律第6条第1項)、総務省統計局長が調査票等を保存することとする本規定は、公文書管理法制との整合性を欠くのではないか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第6条第1項第3号に規定する調査項目に住宅以外で人が居住する建物を対象とする調査項目が含まれていることを明確化するため、「住宅等に関する事項」としたものです。</li> <li>・第8条第2項に規定する識別符号は、住宅・土地統計調査において、総務大臣が調査世帯(総務大臣の定める方法により市町村長が選定した世帯)を識別するために付した符号であるため、国勢調査令に規定された識別符号と同一のものではありません。</li> <li>・調査票、調査票の内容が転写されている電磁的記録及び結果原表又は結果原表が転写されているマイクロフィルム若しくは電磁的記録(以下、「調査票等」という。)は、行政文書に該当するため、公文書等の管理に関する法律に基づき、総務大臣が保存する義務を持ちます。第19条は、調査票等の保存に当たっての実質的な責任者を総務省統計局長と定めているところ、総務大臣の保存義務との整合性を欠くものではありません。</li> </ul>	<p>無</p> <p>無</p> <p>無</p>

○提出意見数：1件

※提出意見数は、意見提出者数としています。